

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和3年10月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律により、国の指定難病に罹患している患者のうち、認定審査の結果助成対象となった受給者に対し、特定医療費の支給をしている。 具体的な事務として、申請の受理およびその審査、承認となった者への受給者証の交付等が挙げられる。
③システムの名称	特定疾患等台帳管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
指定難病患者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 98の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第71条第1号から7号まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 26、56の2、87の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 番号法別表第二主務省令 第19条1号リ、2号から6号まで 番号法別表第二主務省令 第30条3号へ 番号法別表第二主務省令 第44条1号リ、2号から6号まで 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 番号法別表第二主務省令 第59条の3 1号から4号まで
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県健康福祉部疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県本庁舎11階 千葉県健康福祉部疾病対策課 難病審査班 043-223-2575

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月19日	I. 関連情報	課長 石出 広	課長 松本 正敏	事後	組織改編
平成29年8月19日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第71条第1号、第2号、第3号、第4号、第5 号、第6号	・番号法別表第1の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第71条第1号から第7号まで	事後	主務省令の改正
平成29年8月19日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・上記項に係る主務省令は未制定 【情報照会の根拠】 ・上記項に係る主務省令は未制定	【情報提供の根拠】 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 番号法別表第二主務省令 第19条1号リ、2 号から6号まで 番号法別表第二主務省令 第30条6号 番号法別表第二主務省令 第44条1号リ、2 号から6号まで 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 番号法別表第二主務省令 第59条の3 1号 から4号まで	事後	主務省令の改正
平成29年8月19日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ○請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県中庁舎1階 情報公開・個人情報セン ター 千葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整 班 043-223-4629	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629	事後	組織改編
平成29年8月19日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県健康福祉部疾病対策課 043-223 -2662	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県健康福祉部疾病対策課 043-223 -2575	事後	時点修正
平成29年8月19日	III. しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	時点修正
平成29年8月19日	III. しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成27年10月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I. 関連情報 6. 評価実施機関における担	課長 松本 正敏	疾病対策課長	事後	組織改編
令和1年6月28日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II. しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成29年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IV. リスク対策		項目の追加	事後	様式変更
令和2年12月7日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 98の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第71条第1号から7号まで	・番号法第9条第1項 別表第1 98の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第71条第1号から7号まで	事後	命令名の訂正
令和2年12月7日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県健康福祉部疾病対策課 043-223 -2575	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県本庁舎11階 千葉県健康福祉部疾病対策課 難病審査班 043-223-2575	事後	情報の追加
令和2年12月7日	III. しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月7日	III. しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年10月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネ ットワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠 番号法 別表第2の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令	第30条第6号	第30条第3号へ	事後	番号法改正による条項ずれ
令和3年10月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネ ットワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠 【情報 提供の根拠】	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	番号法改正による条項ずれ
令和3年10月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネ ットワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠 【情報 照会の根拠】	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	番号法改正による条項ずれ